

香美市成年後見制度における市長による審判の請求に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者等の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）の手續等に関し必要な事項を定める。

(審判請求の対象者)

第2条 市長は、認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある者であつて、その配偶者及び2親等内の親族（以下「2親等内親族等」という。）がいないもの又は2親等内親族等はあるが当該親族等の虐待を受けている等の理由により当該親族等による審判請求が期待できないもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）について、審判請求を行うものとする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

(2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

(4) 生活保護法第19条の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(審判請求の種類)

第3条 市長が行う審判請求は、次のとおりとする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判

(2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判

(3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を得なければならない旨の審判

(4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判

(5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を得なければならない旨の審判

(6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判

(7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

(審判請求の判定基準)

第4条 市長は、審判請求を行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 配偶者及び2親等内の親族（以下「2親等内親族等」という。）の存否及び当該2親等内親族等による対象者の保護の可能性

(3) 対象者又は2親等内親族等が審判請求を行う意思の有無

(4) 審判請求を行うことが対象者の福祉の増進につながる可能性

(市長に対する審判請求の要請)

第5条 次に掲げる者は、市民が審判請求を必要とする状態にあると判断したときは、市長に対して審判請求を行うことを要請することができる。

(1) 民生委員

(2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の施設長

(3) 介護保険法第8条第22項に規定する介護保険施設の施設長

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の施設長

(5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の院長又は同条第2項に規定する診療所の所長

(6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の所長

(7) 前各号に掲げるもののほか、審判請求を必要とする者の日常生活のために有益な援助をしている者

2 前項の規定による要請は、成年後見制度に係る審判請求要請書（様式第1号）によるものとする。

(審判請求の決定)

第6条 市長は、前条の規定による要請があった場合においては、香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（令和5年告示第41号）第6条に規定する成年後見制度利用調整会議を経て決定を行い、その結果について、成年後見制度に係る審判請求要請決定（却下）通知書（様式第2号）により、同条の規定による審判請求の要請をした者に通知するものとする。

(審判請求の手続)

第7条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、家庭裁判所の定めると

ころによる。

(審判請求の費用負担)

第8条 市長は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第9条 市長は、対象者がその収入、預貯金及び即時に換金が可能な資産の合計額から当該審判請求費用の支払をしてもなお生計を維持することができることを認めるときは、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の規定による費用負担命令の申立てをしなければならない。

2 市長は、前項の申立てが認められたときは、対象者に対し、審判請求費用の全部又は一部を求償するものとする。

(補則)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。